

令和5年度被災者の参画による心の復興事業費補助金審査委員会

日時：令和5年5月29日（月）10：00～16：30

場所：岩手県公会堂 2階 21号室

次 第

- 1 開会（10：00）
- 2 挨拶（10：00～10：02）
- 3 委員紹介及び委員長、委員長職務代理執行者の選任（10：02～10：05）
- 4 選定方法の説明等（10：05～10：30）
休 憩（10：30～10：40）
- 5 公開プレゼンテーション（10：40～12：00）…4事業者
休 憩（12：00～13：00）
- 6 公開プレゼンテーション（13：00～14：20）…4事業者
- 7 審議（14：30～16：30）
- 8 閉会（16：30）

（配付資料）

次第

出席者名簿（審査委員等）

出席者名簿（事業者）

（会議資料）

- P1 令和5年度被災者の参画による心の復興事業費補助金の補助事業者の選定方法等について
- P2 令和5年度被災者の参画による心の復興事業応募事業一覧
- P4 令和4年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
- P6 令和3年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
- P8 令和2年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
- P12 令和元年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
- P14 平成30年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
- P18 平成29年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
- P20 令和5年度被災者の参画による心の復興事業費補助金への応募に係る質問回答（※新たな質問なし）
- P24 被災者の参画による心の復興事業費補助金募集要項・応募関係様式（記載例あり）
- P46 （参考）交付要綱様式13号 令和4年度被災者の参画による心の復興事業費補助金事業成果報告書（3事業者分）

（応募事業者プレゼンテーション資料）

（条例等）

岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）

被災者の参画による心の復興事業の選定に係る審査要領

被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱（本文のみ）

被災者の参画による心の復興事業費補助金実施要領（本文のみ）

令和5年度被災者の参画による心の復興事業費補助金審査委員会
出席者名簿

審査委員

| 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------------------------------------|------------------------|--------|----|
| 岩手県立大学社会福祉学部 社会福祉学科 | 客員教授 | 齋藤 昭彦 | |
| 特定非営利活動法人 アットマークリアス NPOサポートセンター | 代表理事 | 鹿野 順一 | |
| 一般社団法人 岩手県中小企業診断士協会 | 中小企業診断士 | 中村 健 | |
| 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 | 地域福祉企画部 副部長 | 田澤 晶子 | |
| 山田町 | 政策企画課 まちづくり推進 係長 | 佐藤 未奈美 | |

(事務局)

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------------------|-----------|--------|
| 岩手県復興防災部 復興くらし再建課 | 総括課長 | 森田 竜平 |
| 〃 | 被災者生活再建課長 | 和田 英子 |
| 〃 | 主任主査 | 菊池 留依子 |
| 〃 | 主事 | 千葉 拓也 |
| 〃 | 主事 | 伊藤 寛治 |

1 応募の状況

- (1) 応募者数 8者（一般事業 3者、特別事業 5者）
- (2) 申請額 合計 2,069.8万円（予算額：1,500万円）

（参考・昨年度までの申請状況等）

| 年度 | 応募者数・申請額 | 採択者数 | 交付決定者数・交付決定額 | 備考 |
|-----|-------------------------------|------|--------------|------|
| H29 | 11者・2,810万円 | 10者 | 9者・1,781万円 | 1者辞退 |
| H30 | 12者・2,673万円 うち二次募集2者・485万円 | 10者 | 9者・1,867万円 | 1者辞退 |
| R元 | 15者・3,642万円 うち二次募集1者・192万円 | 13者 | 13者・2,858万円 | |
| R2 | 10者・2,230万円 うち二次募集1者・167万円 | 9者 | 9者・2,006万円 | |
| R3 | 8者・1,815万円 うち二次募集2者・292万円 | 6者 | 6者・1,047万円 | |
| R4 | 7者・1,230万円 うち二次募集3者・439万円 | 3者 | 3者・594万円 | |

2 補助金額

1事業あたり200万円を上限とする（以下「一般事業」という。）。

なお、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業（以下「特別事業」という。）にあつては、150万円を上限に知事が認める額を加算する。

3 審査方法

- (1) 応募書類、プレゼンテーション資料及び質疑応答をもとに、審査基準に基づき「被災者の参画による心の復興事業審査票（以下「審査票」という。）」により、5段階で評価する。
- (2) 評価は、絶対評価で行い、各委員100点満点とする。
- (3) 選定事業は、原則として各委員の評価点の平均点が65点以上かつ委員の半数以上が65点以上の評価点の事業とし、審査委員会の議論を経て決定する。
なお、審査委員会の議論によっては、選定を保留する場合がある。

4 本日の審査の流れ

- (1) プレゼンテーション（10：40～14：20）※休憩12：00～13：00
 - ① 午前中のプレゼンテーションを終えたところで、事務局が、4事業者分の審査票を一旦回収し、点数を集計します。また、午後のプレゼンテーションが終了した後も同様に、事務局が、4事業者分の審査票を一旦回収し、点数を集計します。
 - ② 回収した審査票は、審議開始前に、返却します。
- (2) 審議（14：30～16：30）
 - ① 各委員の採点結果を確認します。
 - ② 一般事業及び特別事業について一括して審議を行い、選定する事業を決定します。

5 その他

- ・ 審査結果については、全応募者に通知するとともに、県のホームページに公表予定であること。
- ・ 公開部分（プレゼンテーション及び質疑応答）の会議録についても、同様であること。